令和８年４月１日

熊谷市中小企業一般事業資金融資
利子補助・信用保証料補助制度のご案内

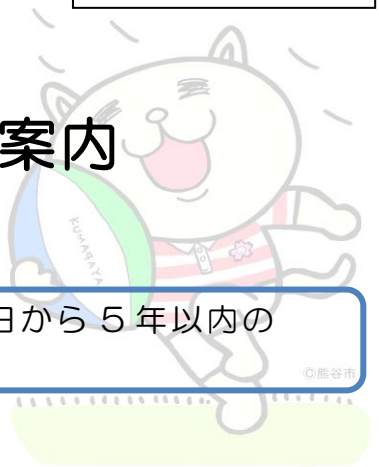

利子補助制度

令和１２年３月３１日までの申込に係る融資について、貸付日から５年以内の間、支払利子額の **25%以内**を補助します。

信用保証料補助制度

期限内に完済後補助します。
但し、貸付元金（融資済額を含む）**2,000 万円**を限度とします。

※利子補助及び信用保証料補助は、市外転出の場合、市税滞納がある場合、補助を打ち切る場合があります。

融資限度	**融資利率**　※市から金融機関への利子補給（0.1%）後の利率
3,000 万円	年利 2.3％（令和８年４月１日から）
融資期間・償還方法	
運転資金 10 年以内、設備資金 10 年以内　　均等月賦償還（6 か月据置可）	
取扱金融機関	
市内金融機関 26 店舗、市外金融機関 1 店舗	
融資対象	
「中小企業者」、「中小企業等協同組合」又は「医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの」であって次の要件を備えている必要があります。 ・個人にあっては住所及び事業所を、法人にあっては事業所を、それぞれ市内に１年以上引き続き有し、かつ同一事業を営んでいること ・市税を完納していること ・信用保証を利用できる業種を営んでいること	
保証人・担保	
個人：原則、必要なし。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が認める者。 法人：原則、代表者。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該代表者のほか、市長が認める者。 担保：必要に応じて徴する。	
信用保証	
埼玉県信用保証協会の保証を付するものとします。 保証料率 0.45～1.59%（協会指定）	
その他	
経営者保証については「経営者保証ガイドライン」のほか「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおり。	

※市、金融機関、及び埼玉県信用保証協会の審査の結果によっては融資が実行されない場合があります。

お問合せ：熊谷市　産業振興部　企業活動支援課　企業活動支援係
電　　話：048-524-1111（内線 505、468）